

医師の働き方改革を目前に控えて

2024年3月12日 定例記者会見 土谷明男



医師の働き方改革

概要

□ 医師の働き方改革 2024年4月から

□ 目的：医師の健康確保

⇒ 質の高い医療

医師の働き方改革

施策

- 時間外労働時間の規制
- 面接指導（月100時間越のおそれ）
- 休息時間の確保

医師の働き方改革

時間外労働時間の規制

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

医師の働き方改革

東京都における特例水準申請状況

令和5年度 都内医療機関特例水準申請・指定の状況

【指定予定】 49 医療機関

(内訳)

※1 当初、51 医療機関を予定していたが、1 医療機関は取り下げ、1 医療機関は開設者変更に伴い、令和6年度指定予定。

※2 全国では483 医療機関が評価センターに受審申込（令和6年3月4日現在）

	指定・申請状況	医療機関数	備考
①	第1回指定済	2	第2回東京都地域医療対策協議会・第2回東京都医療審議会で意見聴取し、令和5年11月22日付で指定済
②	第2回指定済	40	第4回東京都地域医療対策協議会・第3回東京都医療審議会意見聴取を行う
③	第3回指定予定	7	3月開催予定の第5回東京都地域医療対策協議会・第4回東京都医療審議会で意見聴取予定
	計	49	

医師の働き方改革

東京都における特例水準申請状況

令和5年度 特定労務管理対象機関の指定

【指定予定】 49 医療機関

(水準の内訳)

水準	指定に係る業務		医療機関数	
B水準	救急医療	三次救急医療機関	17	39
		二次救急医療機関	21	
	居宅等における医療		—	
	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		1	
連携B水準	医師派遣		22	
C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため		4	15
	臨床研修医の研修のため		6	
	専門研修医の研修のため		5	
C-2水準	特定分野における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の習得のための研修を行う病院又は診療所		1	
計			77	

3

東京都保健医療局
令和5年度第3回勤務環境改善部会より



医師の働き方改革

医療機関の対応

□ 宿日直の業務状況の把握

□ 自己研鑽の取り決め

医師の働き方改革

宿日直許可

- 医療機関が労働基準監督署から許可を得る
- 軽度のまたは短時間の業務に限る
- 十分な睡眠が取れる

医師の働き方改革

自己研鑽の取り扱い例（各医療機関で取り決め）

- 診療ガイドラインや治療法の勉強
- 学会や勉強会への準備、参加
- 専門医取得のための講習会受講
- シフト外での手術や処置の見学

医師の働き方改革

医療機関の対応（再掲）

□ 宿日直の業務状況の把握

□ 自己研鑽の取り決め

医師の働き方改革

課題：医師不足

□ 時間外労働時間の規制 ↔ 医療の質の確保

□ 医師不足の顕在化

✓ 休日夜間診療（日中の受診を！かかり方改革！）

✓ 健診事業（乳幼児）

□ 長期的な影響

✓ 診療レベルが維持できるか（C-2水準）

□ 医師の働き方改革

- ✓ 2024年4月から

□ 医療機関の対応

- ✓ 宿日直の業務状況
- ✓ 自己研鑽

□ 地域医療への影響

- ✓ 特に休日夜間や乳幼児健診
- ✓ 日本の診療レベル